

事務連絡
平成 21 年 2 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

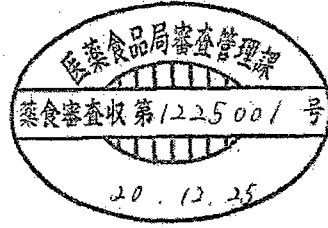
化粧品基準における医薬品の成分の該当性について

標記の件について、別添 1 のとおり平成 20 年 12 月 24 日付け 20 福保健薬第 1765 号をもって東京都福祉保健局健康安全部長より照会があり、これに対し別添 2 のとおり平成 21 年 2 月 5 日付け薬食審査発第 0205028 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知により回答しましたので、お知らせいたします。





【別添1】

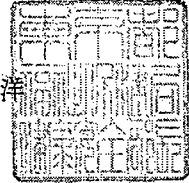


20福保健薬1765号
平成20年12月24日

厚生労働省医薬食品局審査管理課長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

梶原 洋



化粧品基準における「医薬品の成分」への該当性について（照会）

化粧品については、化粧品基準（平成12年厚生労働省告示第331号）に基づき、製造販売されているところではありますが、化粧品への下記成分の配合について疑義が生じたので照会します。

記

成分名 カルボシズテイン

当該2成分は、化粧品基準に記載されている「医薬品の成分（添加剤としてのみ使用される成分及び別表第2から第4に掲げる成分を除く。）」に該当すると考えてよろしいか。

問合せ先

東京都福祉保健局健康安全部

薬務課医薬品審査係

Tel :03-5320-4516

FAX:03-5388-1434

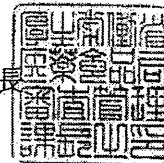
【別添2】



薬食審査発第 0205028 号
平成 21 年 2 月 5 日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



化粧品基準における「医薬品の成分」への該当性について（回答）

平成 20 年 12 月 24 日付け 20 福保健薬第 1765 号をもって照会のありました標記については、下記のとおり回答する。

記

成分名 カルボシステイン

当該成分は、化粧品基準第 2 項で規定する「医薬品の成分（添加剤としてのみ使用される成分及び別表第 2 から第 4 に掲げる成分を除く。）」に該当する。